

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、生活保護法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助、就労自立給付金、若しくは進学・就職準備給付金の支給等の保護を行う。</p> <p>①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・廃止の決定、保護費、就労自立給付金、若しくは進学・就職準備給付金の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>(3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>(4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託</p>
③システムの名称	生活保護システム(基本セット内)、団体内統合宛名システム(基本セット内)、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><選択肢></div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 42、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 福祉部 生活支援課 電話番号 0835-25-2289
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
	当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	<p>■防府市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止:監視カメラ ・入退室管理:ICカード認証 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 :9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	条文の追加による修正
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部社会福祉課長 入江 裕司	社会福祉課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IVリスク対策 8.監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	事後	条文の追加による修正
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第15条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 (省略) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	【事務の概要】 (省略) ①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始に係る修正
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始に係る修正
令和5年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始と定期見直しに係る修正
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始と定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始と定期見直しに係る修正
令和5年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検、[]内部監査、[]外部監査	[○]自己点検、[○]内部監査、[]外部監査	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始と定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	事後	法改正による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表23の項	事後	法改正による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :42、43の項	事後	法改正による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部社会福祉課	福祉部生活支援課	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	生活支援課長	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 社会福祉課 電話番号 0835-25-2138	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 福祉部 生活支援課 電話番号 0835-25-2289	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク の対策は十分か	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 【再掲】	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、eラーニングによる研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対して再受講の機会を付与し、関係職員すべてが研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏洩等の事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年9月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助、就労自立給付金、若しくは進学・就職準備給付金の支給等の保護を行う。 ①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費、就労自立給付金、若しくは進学・就職準備給付金の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	事後	見直しによる修正
令和7年11月25日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、生活保護システム(基本セット内)、団体内統合宛名システム(基本セット内)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム名称の修正及びシステム名称の追加
令和7年11月21日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年11月21日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 (略)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う判断の根拠の追加
令和7年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	9) 従業者に対する教育・啓発	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和7年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、eラーニングによる研修を実施している。 (略)	■防府市における措置 (略) ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略) ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う判断の根拠の変更
令和8年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、生活保護システム(基本セット内)、団体内統合宛名システム(基本セット内)	生活保護システム(基本セット内)、団体内統合宛名システム(基本セット内)、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクの対策は十分か 判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムのみに制制している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	■防府市における措置 ①物理的安全措置 (略) ②技術的安全管理措置 (略) ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略) ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)	■防府市における措置 ①物理的安全措置 (略) ②技術的安全管理措置 (略) ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略) ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更